



Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中 正治

ワシントン駐在員事務所 所長

(202)463-0477, mtakenaka@us.mufg.jp

2006年9月28日

ワシントン情報 (2006 / No.061)

地球温暖化対策を巡り支持が細る Bush 政権

連邦議会予算局 (CBO) は 19 日、温室効果ガス、特にその主要な部分を占める二酸化炭素排出を減少させるための複数の政策選択肢の費用対効果を分析した報告書を発表した¹。同報告書は地球温暖化防止策として、二酸化炭素排出規制や排出権取引などによる排出削減と、排出削減を助けるテクノロジーの研究・開発の両方を組み合わせることが効果的かつ必要であると結論。同報告書は依然として排出規制に背を向ける Bush 政権の姿勢を結果的に批判する材料となった。

【二酸化炭素排出削減に関する CBO 報告書】

同報告書はまず、気候変動のリスクは以下の 2 つの「市場の失敗」によりもたらされているとしている。

- ① 化石燃料を燃焼する際の外部的影響 (=地球温暖化) がコストとして価格に反映されていない。
- ② 地球温暖化防止に向けての研究・開発 (R&D) が社会にもたらす恩恵が、それを行う企業にとって利益として享受されないため、これらの R&D への投資不足が生じている。

従ってこの 2 つの「市場の失敗」を是正するためには、次の 2 つの政策アプローチが効果的であると指摘。

① 価格調整アプローチ：二酸化炭素を排出する経済行為へのコストを上げる。

(1) 二酸化炭素排出に価格を設定し、その価格と化石燃料の炭素含有量に基づき化石燃料税を課税する、(2) 二酸化炭素排出取引市場を設置し、排出規制と排出権取引を行う、などの手法がある。これらの手法により、二酸化炭素を排出するコストが経済行動に反映されるようになり、二酸化炭素排出削減につながる。

② 技術革新アプローチ：二酸化炭素排出を抑える技術の研究・開発の促進に向けて、連邦政府が補助を行う。

エネルギー効率の改善、二酸化炭素排出が低レベル、あるいはゼロの技術開発 (原子力、風力、太陽熱発電など)、二酸化炭素捕獲・貯蔵の技術の研究、開発に連邦政府が補助を行うのが望ましい。特に基礎的研究は、民間企業では直接的な利益につながらないためにインセ

¹ Congressional Budget Office, *Evaluation the Role of Prices and R&D in Reducing Carbon Dioxide Emissions*, September 2006. <http://www.cbo.gov/ftpdocs/75xx/doc7567/09-18-CarbonEmissions.pdf>



ンティブを欠いており、基礎的研究の分野で連邦政府が補助を行うのが望ましい。また、先進国のみで価格アプローチを採用しても、高排出産業が途上国にシフトすることで効果は削減されてしまうため、グローバルな枠組みが必要であるとも指摘している。

以上の報告書の結論は、ある意味では今日の環境問題に関わる政策論の常識を繰り返しているに過ぎない。しかし、「価格アプローチ」で生じる二酸化炭素排出コストの増加が、排出削減効果のある技術の利用と開発を促進するという点で、双方のアプローチは補完的であること、片方のアプローチだけでは十分な効果が期待できないことを強調している点がポイントである。これは「価格アプローチ」を排して「技術革新アプローチ」のみで対応しようとする Bush 政権に対する批判が含意されているとも受け取れる。

【引き続き二酸化炭素排出規制に背を向ける Bush 政権】

Bush 政権は 20 日、温室効果ガスの削減に向けて、長期的な政策方針を発表。エネルギー省が発表した「気候変動テクノロジープログラム戦略計画」と題する同政策は、テクノロジーの利用と自発的な温室効果ガスの削減により、気候変動の原因とされている温室効果ガスの削減を目指す内容である²。

しかしながら、同政策方針は、上述の CBO 報告書が有効性を指摘する二酸化炭素排出規制などの「価格アプローチ」には引き続き背を向け、「気候変動テクノロジープログラム (CCTP) 戦略計画」で地球温暖化防止技術の研究開発に取り組みを示すに止まっている。しかも、具体的な政策発表に至るまでに 4 年もかかったことも含め、引き続き地球温暖化対策に消極的な政権の立場を表したものであるとして、民主党だけではなく共和党議員からも厳しい批判を受けている。

【Bush 政権の「気候変動テクノロジープログラム戦略計画」】

「気候変動テクノロジープログラム (CCTP) 戦略計画」は、2002 年に Bush 大統領が発表した気候変動関連政策の一環として策定された。地球温暖化の防止を目的とした複数の政策を含むが、そのほとんどは温室効果ガスの削減に向けた技術の利用と自発的な排出削減を目指したインセンティブに焦点を置いており、温室効果ガスの排出規制には全く触れていない。

同計画は次の 6 つの目標を掲げる。①エネルギー消費とインフラによってもたらされる面での排出削減、②エネルギー供給面での排出削減、③二酸化炭素の回収・貯蔵、④その他の温室効果ガスの削減、⑤ガス排出量の測定と監視、⑥温暖化防止と温室効果ガス削減に関わる技術の開発に向けて基礎的研究を促進する。CCTP は 2006 連邦会計年度において、30 億ドルの費用を地球温暖化防止に関する技術開発に費やしたとして、引き続き同分野の研究・開発をサポートする方針を明らかにしている。

【議会での Bush 政権の姿勢への批判】

² U.S. Department of Energy, *U.S. Climate Change Technology Program, Strategic Plan*, September 2006.

http://www.climatechange.gov/stratplan/final/full_report.pdf

Washington D.C. Representative Office



下院科学委員会エネルギー小委員会は20日、上記の気候変動テクノロジープログラム（CCTP）に関する公聴会を開催した。公聴会では同プログラムの運営、方向性や上述の「CCTP 戦略計画」を巡って、厳しい意見が次々と出された。両党の下院議員らは、地球温暖化に関する研究に年間30億ドルを費やす内容は長期的には貢献するかもしれないが、「当面の温暖化防止対策としては十分ではない」として一斉に同計画を批判。特に同小委民主党トップの Michael Honda 議員（カリフォルニア）は、同計画が目的を達成するに際し、具体的な期限設定に欠けるとして、温室効果ガスの削減の効果に懐疑的な立場を示した。

また21日に同様の公聴会を行った下院政府改革委員会の Thomas M. Davis III 委員長（バージニア）は、同計画に基づいて温暖化に関する研究が行われた結果、どのような措置が取られるのか、またその費用はどのようにして賄われるのかについては明記されていないと指摘、地球温暖化防止の技術開発に向けて、より具体的、効果的な政策アプローチを求めた。

【地球温暖化防止に向けた州レベルの動き】

連邦政府レベルで二酸化炭素排出規制に向けての動きは遅れる一方で、地方自治体レベルでは二酸化炭素排出基準の強化や、北東部における二酸化炭素排出権取引市場の設置など、排出削減に向けての積極的な取り組みが見られる。

この点で、最も先行的な州はカリフォルニア州（以下加州）である。同州の Arnold Schwarzenegger 知事（共和党）は27日、温室効果ガスの削減を義務付ける法案に署名し、州レベルでの初の「削減法」が成立した。同法は2020年までに州内の温暖化ガスを25%削減する目標を設定し、排出規制と価格調整の組み合わせで目標を実現する。また、加州と北東部7州は「地球温室効果ガス・イニシアチブ（RGGI）」で独自の排出削減計画を策定している。

一方で、加州司法当局は20日、トヨタ、ホンダ、日産の日系3社を含む自動車メーカー6社を相手に、これらメーカーが製造する自動車からの排ガスが地球温暖化を引き起こし、この点で同州の環境や経済に損害を与えているとして、損害賠償などを求める訴訟を北カリフォルニアの連邦地裁で起こした。州当局が温暖化による被害の責任を自動車メーカーに求めた裁判はこれが初めてである。しかしニューヨークの連邦地裁は既に石炭を燃焼する工場に対し、加州その他の州が起こした同様の訴訟を棄却しており、裁判が取り上げられるかどうか、取り上げられた場合の損害請求額などが注目される。しかし、加州政府も自動車産業が生み出す雇用を犠牲にするような禁止的な損害賠償額を本気で提示するとは考え難い。

（担当：松村詩子）

（e-mail address：umatsumura@us.mufg.jp）

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.bd427fa51df4c80526345b1035ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

Washington

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。